

主任技術者について

令和4年7月17日
経営管理の辻元法務事務所

公共工事を受注するようになると、契約書類などに技術者の配置計画を記載したりしますが、いろんな名称の技術者が登場して、頭がクラッシュしてしまいそうになります。

今回は、主任技術者を中心に、建設業法の技術者配置制度について、なるべくシンプルに解説してみます。

1. 主任技術者とは

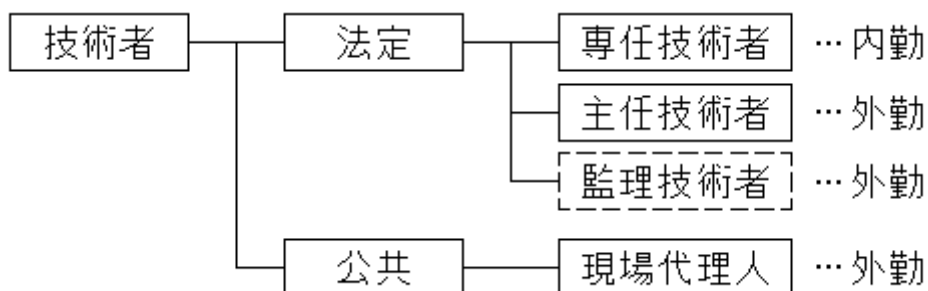
工事現場における施工技術の管理をつかさどる者であり、元請下請を問わず全ての建設業者が、工事現場ごとに主任技術者を置かなければなりません。スキルでいうと2級施工管理レベルです。



主任技術者の職務は、工事を予定通りに進めていくための①施工計画の作成や②工程管理、③品質管理、④安全管理などの施工管理業務を行い、基本的には、常駐義務はないので、複数工事の主任技術者を兼務することは可能です。

2. 建設業の技術者制度の体系

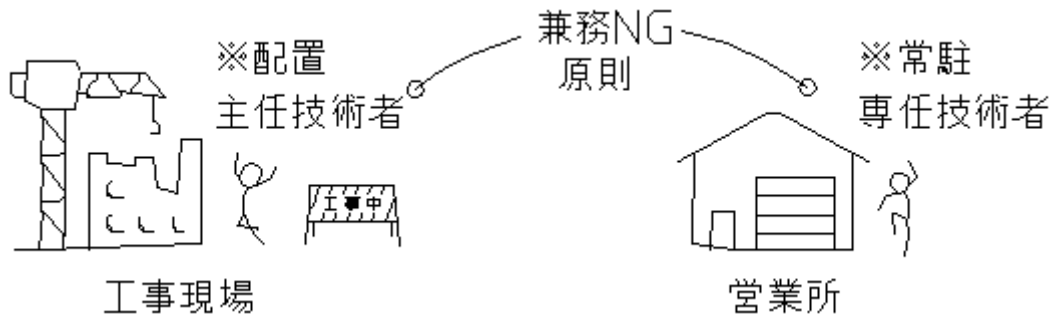
主任技術者の話を進める前に、建設業法の技術者について整理しておくこと、今後の理解が深まります。



各技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（一般に3ヵ月以上）が必須です。

1) 専任技術者との兼務

このうち、専任技術者は営業所に常駐する内勤者ですので、工事現場サイドの主任技術者とはミスマッチで、基本的には兼務できません。



ただし、小規模の会社では、そんなことは不可能ですので、営業所と工事現場が近ければ、両方の職務がこなせると考えて、兼務が可能とされています。



2) 現場代理人との兼務

俗にいう現場監督で、発注者との協議や施工に関する一切の権限を持つ者であり、公共工事では約款で工事現場に常駐しなければならないとされています。

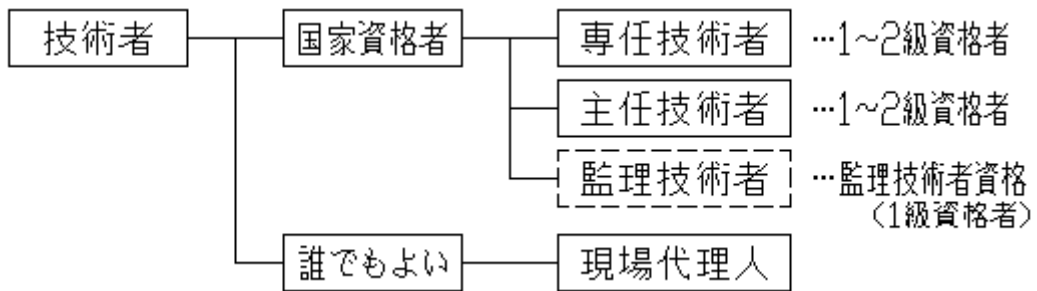
主任技術者との関係は、上司が主任技術者を担当し、部下が現場代理人を担当する各現場を定期的に見て回るなど総括的に管理するといったところです。



工事現場サイド同士なので、主任技術者と現場代理人の兼務はできますが、主任技術者にはない常駐義務が現場代理人にはあるので、複数現場の兼務は、小規模工事や近接現場 (3,500万円以下+同一市町村内 or 直線10km以内等) に限られます。約款ですので、発注者ごとに内容は異なると思います。

3. 主任技術者になれる資格

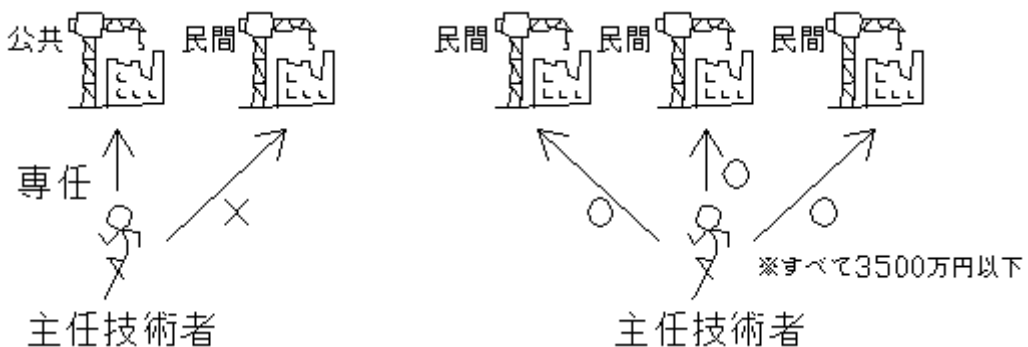
主任技術者になれる資格は、下記のようになっていて、誰でもなれるわけはありません。なお、1～2級資格者には実務経験10年者も含まれます。



4. 主任技術者の専任

工事規模によっては、主任技術者を、その工事現場に専任（俗にいう軟禁）させることが必要となっています。

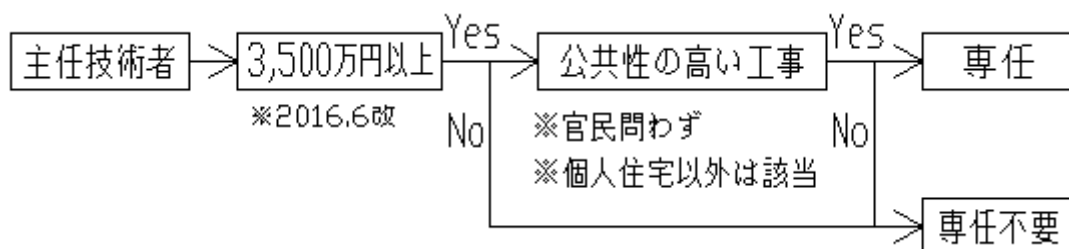
専任とは、他の工事現場の職務を兼務せず、当該工事現場の職務にのみ従事することで、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。



5. 専任が必要とされる工事

建設業法で、請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合は、工事現場ごとに専任の者でなければならないと規定されています。

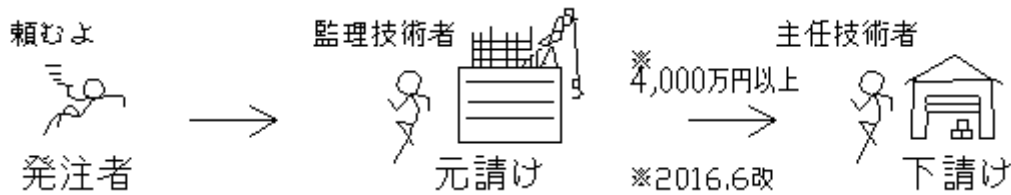
下請負業者及び再下請負業者の主任技術者についても、下請負工事及び再下請負工事の請負金額が3,500万円以上となる場合は、工事現場ごとに専任しなければなりません。



6. 監理技術者について

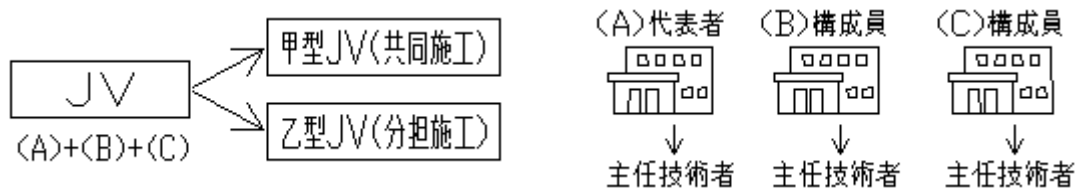
大規模な下請（下請総額 4,000 万円以上（建築一式工事は 6,000 万円以上））をする場合に、元請サイドの主任技術者に変えて監理技術者を置かなければなりません。

監理技術者は、下請負人である全ての専門工事業者等を適切に指導・監督する役割が求められ、主任技術者より高度な技術力が必要とされます。スキルでいうと 1 級施工管理レベルです。



7. JV の場合の主任技術者

大規模な工事では JV で受注することもあります。そのときでも、すべての会社がそれぞれ主任技術者を置きます。



--- END ---

参考文献

- ①令和 3 年度・建設企業のための入札等支援講習会「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアルについて」徳島県 県土整備部 建設管理課
- ②ハタコンサルタント「建設業法 完全解説」